

プレス公表（運転保守状況）

2016年1月14日

No.	お知らせ日	号機	件名	内容
	2015年 12月7日	3/4号機	サービス建屋外壁手動排煙窓（屋外） における不備について（区分）	<p>（発生状況） 2015年12月2日、3/4号機サービス建屋（屋外）において漏水補修工事に従事していた協力企業作業員が、外壁に設置されている手動排煙窓の外側に電線管が敷設されており、当該窓が開かない状態になっているおそれがあることを確認しました。 このため、状況調査並びに影響評価を行った結果、12月4日、建築基準法に抵触しているものと判断いたしました。 原因については、当該の手動排煙窓が外壁と外観上同色同材であり、排煙窓であることを識別できなかったために、誤って電線管を敷設したものと推定いたしました。</p> <p>手動排煙窓 火災の際、室内側に設置してある排煙手動ボタンを押すと当該窓が開き、煙を外部へ排出する。（自然排煙） （2015年12月7日お知らせ済み）</p> <p>（対応状況） 手動排煙窓の動作を阻害していた電線管については、12月4日に速やかに撤去作業を行い、その後当該排煙窓の動作確認を行い、動作に問題がないことを確認しております。</p> <p><u>当該排煙窓は外壁との識別表示を図るため、識別表示を行うこととしました。</u> <u>また、今後、建物に設備を固定する場合には、建築担当箇所が建物の構造への影響についてレビューする運用に変更することとしました。</u></p> <p><u>なお、類似排煙窓について調査を行った結果、外観上識別が難しい手動排煙窓は、3/4号機サービス建屋以外設置されていないことを確認しました。</u></p>